

新型コロナウイルス感染症に係る高知市対処方針（ver. 4）

令和2年4月17日

（令和2年5月11日 ver. 4）

高知市新型インフルエンザ等対策本部

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県に緊急事態宣言が発出されました。その後、4月16日には全都道府県が緊急事態措置の対象となり、5月4日には実施期間が5月31日まで延長されています。

5月4日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部から発出された基本的対処方針の中で、東京都をはじめとする13都道府県については、従来の「特定警戒都道府県」として指定され、引き続き、これまでの感染予防に関する方針が堅持されることとなっており、5月14日に再度、国において、今後の方針が決定される見込みとなっています。

この13都道府県を除く高知県をはじめとする34団体の各県については、「緊急事態措置の維持及び、その緩和等の方針」が出されました。

基本的には、これまでの方針に従って、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや、人と人との距離の確保など、これまでの感染対策を徹底し、さらに継続していくために、「感染拡大を予防する新しい生活様式」を住民の皆様にも求めていることが示されています。

高知県の方針では、今後の県内の感染状況によっては変更の可能性があります。5月31日までは、

- ① 不要不急の他県との往来の自粛
 - ② 夜間の繁華街の「接待を伴う飲食店」「カラオケボックス」「ライブハウス」への出入りの自粛
 - ③ 一定規模のイベント等の開催や参加の自粛
- などが併せて示されています。

本市においては、本年3月下旬から4月上旬にかけて、感染者が急増加したものの、直近では新たな感染者の増加が抑えられています。こうした状況下において、徹底した感染拡大防止対策の実施を引き続き維持するとともに、感染拡大防止対策に伴う市民生活への影響を最小限にとどめる対策が重要です。

国や高知県においては、新型コロナウイルス感染症に係る様々な対策が進められていますので、高知市においてもその対策を着実かつ迅速に実施するため、5月11日の第9回高知市新型インフルエンザ等対策本部員会議において「新型コロナウイルス感染症に係る高知市対処方針（ver. 4）」を策定しました。

この方針に基づき、市民の皆様の感染拡大防止対策を徹底して実施するとともに、市民の皆様の暮らしや、中小企業の事業継続に向けた支援などの対策について、市

議会とも連携し、速やかに予算措置を講じ、市民の皆様の命と生活を守る多様な取組を全庁一丸となって推進します。

なお、今後の国や県の動向を注視するとともに、国や県の方針が見直された時点で、本市の対処方針についても速やかな見直し作業を行います。

1 市民の感染拡大防止対策

(1) 適時適切できめ細かな情報提供と相談体制

ア 在宅で生活を送っている障がい者、高齢者などの要配慮者、ドメスティックバイオレンスや子どもへの虐待対応など、相談窓口を周知し、きめ細かな相談と個別対応を図っていきます。

イ 発生状況、PCR検査数等を定期的に公表するとともに、感染症まん延防止対策について、適確に情報提供を行います。

ウ 県市合同で設置した帰国者・接触者健康相談センターにおいて、感染症に関する相談に引き続き対応します。

(2) 施設の臨時休館・貸館停止と再開

ア 市民会館及びふれあいセンター等では貸館の停止、利用自粛要請を継続します。貸館の再開は、感染予防に配慮しながら段階的に行います。

イ オーテピア（オーテピア高知図書館、オーテピア高知声と点字の図書館、高知みらい科学館）は、感染防止対策を講じた上で5月12日から開館し、段階的にサービスを再開していくほか、他の社会教育、体育施設についても、感染症拡大防止対策を実施しながら、5月11日以降段階的に再開します。

(3) 各種会議、イベント、事業等の個別対応によるリスクの軽減

ア 当面の間、市民参加の各種会議については、延期又は書面での開催とします。

イ 当面の間、一定規模のイベント等については、開催・参加の自粛を求め、国・県が示す感染症対策方針に基づいた対応を継続するとともに、市が開催する各種式典及びイベントについては、今後の状況等を勘案して実施の可否を検討します。

ウ 当面の間、健診機関等での感染拡大を防止するため、特定健診等の集団検診を休止するとともに、受診券の一斉発送について延期します。

(4) 各種の観光施設等の再開

ア 桂浜公園駐車場、よさこい情報交流館及び龍馬の生まれたまち記念館については、感染防止対策を講じた上で5月11日から再開します。※龍馬の生まれたまち記念館は5月中、午前9時から午後5時までに時間短縮

イ 日曜市については、当面の間、感染防止対策を講じた上で時間を短縮（午前5時から午後2時まで）して開催します。

ウ わんぱくこうちアニマルランドについては、感染防止対策を講じた上で5月11日から再開します。

(5) 高知県及び県内医療機関との連携強化

ア 症状等により検査が必要と判断した場合のPCR検査が迅速にできるよ

- う、高知県及び県内医療機関と連携し、検査体制の強化に協力します。
- イ 積極的疫学調査による濃厚接触者の把握と検査により、感染拡大を抑える対策を実施します。
- ウ 今後、爆発的な蔓延を防止するため、必要に応じ、関係機関を補完する機能の確保を検討するなど、高知県及び県内医療機関と連携して取り組みます。
- (6) マスク、消毒液の購入と調達支援
- ア 民間の障がい者及び高齢者施設、医療機関などの事業者が必要としているマスクやアルコール消毒液の調達を県と調整を図りながら支援します。
- イ 民間の保育所・幼稚園等の事業者が必要としている感染防止用備品の購入費を補助します。
- ウ 民間の保育所・幼稚園等では調達が困難なマスクや消毒用エタノール等を一括購入します。
- エ 妊婦等へのマスクの配布を迅速に行います。
- (7) 各種申請手続等の郵送化の推進
- ア 窓口での各種申請及び交付などを可能な限り郵送による手続に変更し、窓口来庁による感染拡大のリスクを軽減します。
- イ 児童扶養手当など各種手続の弾力的運用を図るとともに、保育施設への入所の申込みや医療助成の更新などの手続を郵送で行い、窓口来庁による感染拡大のリスクを軽減します。
- (8) 高齢者の在宅生活支援
- ア 外出を控えている高齢者の在宅生活を支援するため、きめ細かな情報提供を行います。
- イ 高齢者が運動習慣を維持できるように、「いきいき百歳体操」をはじめとした体操等の動画を公式YouTube等により配信するとともに、報道機関に対して放送を依頼します。
- ウ 高齢者の方に対して在宅での運動の動機づけとなるように、市内の薬局やスーパー、コンビニ等に啓発チラシを配布します。
- エ 現在、原則休止している宅老所や地域交流デイサービス等の「高齢者向け通いの場の事業」を、国から示された「新しい生活様式」に準じた実施体制が整い次第、順次再開します。

2 市民生活の支援

- (1) 給付金の支給に向けた迅速な対応
- ア 国では厳しい経済状況が続く中、一日でも早い特別定額給付金の給付を行うこととしており、市として特別定額給付金室を設置し、感染予防を講じながら、迅速な対応を図ります。
- イ 国では児童手当を受給する子育て世帯に対して、子育て世帯臨時特別給付金を支給することとしており、市として迅速な対応を図ります。
- (2) 国民健康保険等に係る市民生活への支援
- ア 国民健康保険や介護保険等の被保険者が、感染症の影響により収入が減少

した場合に、必要に応じ保険料の減免を行います。

イ 国民健康保険の被保険者が、感染又は感染の疑いにより療養のため労務に服することができなかつた場合に、その減収分の一部を傷病手当金として支給するため、市の条例改正等を行い、必要な対応を図ります。

(3) 市税徴収猶予などの措置

ア 収入が急減している市民や事業所の申出により、市税の納税を1年間猶予します。また、令和3年度固定資産税の減免や事業所税の軽減、軽自動車税環境性能割の税率軽減延長、個人市県民税の住宅ローン控除の適用期間延長など、国の緊急経済対策の税制措置に合わせて適切に対応します。

イ その他の納付相談にも柔軟に応じるとともに、各種専門窓口を案内するなど、きめ細かな対応を図ります。

(4) 水道料金及び下水道使用料の支払猶予

水道料金及び下水道使用料については、支払が困難な場合、本人の申出により最大4か月支払を猶予します。

(5) 生活福祉資金貸付の貸付要件の緩和等

ア 高知県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付のうち、緊急小口資金及び総合支援資金について貸付要件の緩和が行われたことを踏まえ、高知市社会福祉協議会において貸付の相談・申請を受け付けています。併せて、貸付利用者の状況に応じ、同協議会内における「高知市生活支援相談センター」において、生活困窮者自立支援法に基づく各種相談支援を実施します。

イ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給対象が拡大されたことを踏まえ、休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じた場合などに対応するため、「高知市生活支援相談センター」において相談・申請を受け付けます。

(6) 保育所・幼稚園等及び放課後児童クラブでの保育の確保

ア 保育所・幼稚園等については、基本的感染対策を講じた上で保育を実施し、市民の暮らしを支援します。

なお、当面の間は、児童等の健康と安全確保のために、家庭保育が可能な世帯に対して家庭保育の協力を要請します。

イ 保育所・幼稚園等の新規入所児童の要件としての保護者の就労開始期限を延長します。

ウ 放課後児童クラブについては、人と人との接触機会を低減する観点から、家庭での見守りが可能である家庭については、来所を自粛していただくように要請します。家庭での見守りが困難な家庭については、引き続き放課後児童クラブでの子どもの預かりを継続します。

エ 家庭での保育、見守りに協力いただいた場合は、保育料や放課後児童クラブの保護者負担金の日割計算による減免を行います。

(7) 子育て支援

ア 家庭保育を実施している世帯のうち、見守りが必要な世帯について、家庭保育中もこまめに連絡を取り、必要に応じて、子ども家庭支援センター等、

関係機関と連携していきます。

イ 地域子育て支援センターについては、交流スペースの場の提供を休止しますが、相談事業・情報発信事業は継続します。

ウ 子ども発達支援センターにおける業務のうち、早期療育教室等は参加乳幼児等の健康と安全を確保するため、緊急事態宣言期間は休止し、電話での相談業務等の充実を図ります。

3 中小企業等の事業継続に向けた支援

(1) 休業等要請事業者への協力金の支給

「高知県新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言」に基づき、休業や営業時間の短縮要請に協力した事業者に対し、高知県が20万円を、高知市が10万円を負担した30万円を協力金として支給します。

(2) 観光関連・飲食事業者向けの支援

新型コロナウイルス感染防止に伴う市民及び事業者の活動自粛により事業活動に影響を受けている旅館・ホテルや飲食等の事業者に対して、支援制度の検討を進めます。

(3) 高知市産業活性化融資への保証料全額補給

セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者が、産業活性化融資（リピート型スピード融資を除く）を受ける場合に、保証料を全額補給します。

(4) 農産物加工者や加工品製造事業者などの売上・販路確保支援

本市公式ホームページに「TSUNAGU～高知家の底チカラ」の掲示板を開設し、急激な売上げ低迷や過剰在庫を有する事業者の支援を目的に、各事業者の商品情報などを発信し、広く県民・市民の皆様に応援いただくことで、売上げの回復、販路の確保を目指します。（4月1日開設。県内全市町村対象）

(5) 賃貸店舗で事業を行う事業者向けの支援

店舗を賃借して事業を行っている事業者（個人事業主・小規模事業者）で、一定程度以上売上げが減少した事業者に対して、固定経費の負担軽減を図るため、国制度等の動向を注視しながら、家賃助成の検討を進めます。

(6) 民間の保育所・幼稚園等への支援

民間の保育所・幼稚園等の休園の対応は、市から要請しているものであることから、補助の枠組みで事業を実施している事業者に不利益が生じないように対応を検討します。併せて、子ども・子育て支援事業計画に登載され、本市事業委託及び補助事業となっている事業の収益が悪化した場合は、支援の仕組みを検討します。

(7) 市立施設の利用キャンセルに対する取扱い及び指定管理施設利用料金収入の減少への対応

新型コロナウイルス感染症の予防・対応等を理由とした市立施設の利用キャンセルに伴う使用料等は、原則として、全額還付対応とし、それに伴う指定管理施設における利用料金収入の減少についても必要と認められる場合には、過去の収支状況に鑑みて補てん等の対応を行います。

4 子どもの活動及び家庭学習の支援

(1) 「児童の居場所」の確保と「学校給食」の提供

市立小・義務教育学校において共働き家庭など留守家庭の児童で、特に低学年児童など留守番をすることが困難な場合、各学校において「児童の居場所」を確保するとともに、市立小・中・義務教育学校の児童生徒に対して「希望者への給食」の提供を行います。特別な支援を要する児童生徒については、それぞれの学校で受け入れるなど必要な支援を行います。

(2) 希望者への補習学習等の実施

5月11日から15日までの週については、半日を目途に、希望者に対して市立学校にて既習事項の復習や休業中の課題についての学習、体調管理のための運動などの補習学習等を行います。5月18日から22日までの週については、午後も含めた学校の示す時間帯において、希望者に対して前週と同様の補習学習等を行います。5月25日以降の取扱いについては、5月18日からの状況により決定します。

(3) 夏季休業中における授業日の設定

1学期の臨時休業に伴い、児童生徒の学習に遅れが生じることのないよう、市立小・中・義務教育学校と高知商業高等学校において、現時点で夏季休業中に2週間程度の授業日を設定する方針です。

(4) 学校行事の精選

1学期に各市立学校で予定されている学校行事（修学旅行、運動会、職場体験学習など）については、延期や中止が検討されています。

(5) 市内巡回による子どもの安全の確保

感染症拡大防止の観点から、休業中、公園等を中心に巡回を継続し、声かけを行うとともに、警察等の関係機関とも連携を図りながら、子どもたちの安全を守ります。

(6) 児童・生徒1人1台タブレット端末の整備

休業の長期化により教育課程に遅れが生じることが懸念されていることから、緊急時において子どもたちの学びを保証できる環境を確保するとともに、個別最適化された学びを実現するため、児童生徒1人1台のタブレット端末の整備を国の補助を活用して早期に実現します。

(7) 家庭学習を円滑に進めるための学習課題の提供

休業期間中に児童生徒が家庭学習に使用する教材を提供するとともに、教員による家庭訪問や電話等による支援や相談の体制を整えます。

(8) 文部科学省や高知県教育委員会のウェブサイトを活用した家庭学習の支援

文部科学省が公開する「子供の学び応援サイト」や、本市教育委員会が高知県教育委員会とともに作成中の児童生徒向けの学習動画を掲載したウェブサイト等へのリンクを学校教育課ホームページに掲載し、家庭学習を支援するとともに、自主的な学習活動ができるようにします。学校独自の取組として、YouTube等を活用した授業動画配信を行っている学校もあります。

(9) ICT教育環境を活用した学習支援

高知商業高等学校において、インターネット環境を活用したクラウド型教育プラットフォームやオンライン授業を活用し、家庭学習の支援や進路指導を行うことにより、学力の維持向上を図ります。

(10) 児童生徒等への心のケア

スクールカウンセラー，学校カウンセラー，またスクールソーシャルワーカーによる市立学校や電話での相談等を行うとともに，必要に応じて子ども家庭支援センターと連携し，長期間の在宅生活に伴う児童生徒や保護者の心のケアを行います。

また，児童生徒の心のケアを充実させるためのリーフレットや指導案を市立学校に配付し，保護者や児童生徒が学校再開後も安心して登校できるよう，不安解消に努めます。

(11) 科学に関する動画配信等

自宅にいる子どもたちに科学を楽しんでもらうため，高知みらい科学館のミニサイエンスショーや，自宅で簡単にできる科学実験の動画をYouTubeに配信しているほか，新型コロナウイルスについて，科学的に考えて行動してもらうため，パンフレット「科学館が科学の視点でわかりやすく伝える新型コロナウイルス」を制作し，公開します。

(12) 子育てに関する情報の発信

家庭で子どもと楽しく過ごすことができるあそびや，子育てに関する情報を公式フェイスブック高知市こども未来部「ほのぼの子育て」に掲載します。

(13) 児童等の在宅生活等支援

休業，休園等子どもや家庭をめぐる環境の変化により，児童虐待が発生するおそれがあることや，外出自粛の長期化に伴う生活不安やストレスによるドメスティックバイオレンスの増加も懸念されることを踏まえ「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき，教育委員会，保育，母子保健担当部署や児童相談所等，関係各機関と連携して，見守り体制を強化し，支援が必要な子どもや家庭へ適切に対応していきます。

(14) 臨時休館中予約資料貸出サービス

オーテピア高知図書館では，4月10日の臨時休館より前に図書などを予約していた利用者を対象に，4月28日から，図書とDVDやCDの視聴覚資料を郵送で貸し出すサービスを始めています。

5 市役所の感染対策・業務継続対策

(1) 職員及び市民の感染症予防

ア 全都道府県を対象とした緊急事態宣言の期限が5月6日から5月31日まで延長され，引き続き，人と人との接触の削減に取り組むとされたことを踏まえ，現在，実施している出勤抑制の取組について，実施期間を5月31日まで延長し，3割削減を目途に職員の接触機会の低減に努め，感染拡大防止を図ります。

イ 職員自身が，手洗い，手指消毒及び職場換気などの徹底を図り，感染予防

に取り組みます。

ウ 市庁舎などで使用するマスクやアルコール消毒液、ペーパータオル等を購入します。

エ 本庁舎等、各窓口の受付カウンターに飛沫感染予防のためのビニールシートを設置します。

オ 地域窓口センターの土曜日・日曜日の業務は、5月16日から再開します。

カ 斎場においては、式場、待合室等の一部施設の利用制限を継続します。

キ 学校で使用するアルコール消毒液や非接触型体温計、健診時の使い捨て手袋等を購入します。

ク 市立保育所及び幼稚園で使用するマスクや消毒用エタノール等を購入します。

ケ 放課後児童クラブで必要とするマスクや消毒液等購入に要する予算を確保します。

(2) デジタル技術を活用した業務の継続

ア 一部の事務について、在宅でも職場と同様のシステム環境で勤務可能なテレワーク環境を導入します。

イ 外部機関との打ち合わせなど、対面でのリスクを軽減するため、オンライン会議が可能な環境を整備します。

(3) 事業継続を視野に入れた窓口・執務空間の確保

職員の間隔に配慮するとともに、感染が発生した場合の各窓口の代替機能を担う執務空間を確保するため、庁舎内にLAN環境を整備します。

(4) 廃棄物処理業務の継続

市民生活に不可欠な、ごみ収集業務やごみ焼却業務等の廃棄物処理業務を着実に継続していくため、マスクの着用や収集車両内等のアルコール消毒の実施、執務室の分散などの感染防止対策を徹底します。

(5) 不在者投票及び選挙人名簿の閲覧における感染症予防対策

ア 県内外で執行される選挙の不在者投票事務に適正に対応するため、投票事務においてはマスク着用、アルコール消毒による除菌など感染拡大防止対策を徹底しつつ、選挙人の投票の機会確保を図ります。

イ 選挙人名簿の閲覧において、来場者数を制限し、閲覧時間を最小限度に留めるなど感染拡大防止対策を適切に実施しつつ、可能な限り閲覧の申出を受け付けます。

(6) 消防体制の確保

市民の生命に直結する救急搬送を含む消防業務を確実に継続していくため、消防職員が感染した場合でも、業務継続が可能となる4部制を5月31日まで延長し、万全な消防体制を確保します。

「新型コロナウイルス感染症に係る高知市対処方針 (ver. 4)」は、現時点での取組の方向性を取りまとめたものであり、市域の状況や国や高知県の動向を踏まえ、随時、見直し、適切な対応を図っていきます。